

市税の概要

市税は市民の生活に密着した市の活動に欠かすことのできない貴重な財産です。今回は、市税の概要についてお知らせします。



◆固定資産税



毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産(事業用の機械器具、備品など)を所有している、次の台帳に登記または登録されている方に課税されます。

- 土地 登記簿または土地補充課税台帳
- 家屋 登記簿または家屋補充課税台帳
- 償却資産 償却資産課税台帳

固定資産税や都市計画税についてのしくみなどを説明したパンフレットを、5月11日(金)発送予定の納税通知書に同封しますので、ご覧ください。

課税標準額
土地、家屋および償却資産は評価額(固定資産の価格)を基にして課税標準額を定めます。

税額の算出方法
課税標準額×税率(1.4%)

市では固定資産の課税内容をお知らせするため、固定資産税・都市計

画税納税通知書に「固定資産(土地・家屋 課税明細書)」を添付していますので、課税状況をご確認ください。

納期
年4回(5月、7月、9月、12月)

■新築住宅の固定資産税の軽減切

平成20年(マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成18年)に新築された住宅の固定資産税はこれまで軽減されてきましたが、軽減の期間が平成23年度をもって終了したことから、今年度(平成24年度)から本来の税額に戻ります。

なお、昨年まで軽減されていた税額は、平成23年度納税通知書の2枚目に記載していますのでご確認ください。

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404

◆都市計画税

市街化区域内に土地・家屋を所有している方に、固定資産税と併せて課税されます。課税標準額は固定資産税と同じく、土地・家屋の評

価額を基に計算されます。

■税額の算出方法
課税標準額×税率(0.3%)

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404

◆市民税・道民税



毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得(下記「市民税と道民税が課税されない方」)を超える方は、所得額に応じて課税されます。

■税額の算出方法
【均等割額】
市民税 3000円 + 道民税 1000円

【所得割額】
課税標準額(総所得金額-所得控除金額)×税率(10%) - 税額控除額

※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります。

■納入方法
給与所得の方は、6月から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます(特別徴収)。

事業を営んでいる方などは、7月2日、8月31日、10月31日、翌年1月31日までの年4回、直接個人で納めます(普通徴収)。

年金収入のある方は、年齢や年金額などにより、普通徴収または年金からの天引きとなります。

＜市民税と道民税が課税されない方＞

- 均等割も所得割もかからない場合
 - ①前年に所得があった未成年者、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、合計所得金額が125万円以下の方
(例) 収入が給与のみの場合：収入額 約204万円以下
収入が年金のみの場合：収入額 245万円以下(昭和22年1月1日以前生まれ) 約216万円以下(昭和22年1月2日以降生まれ)
 - ②扶養親族がいる方で、{(本人+扶養人数)×35万円+21万円}以下の所得の方
 - ③扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が35万円以下の方
 - ④生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 所得割がかからない場合
{(本人+扶養人数)×35万円+32万円}以下の所得の方

〔詳細〕 市民税課 市民税係 ☎ 381-1012

◆軽自動車税

毎年4月1日現在、市内に定置場がある原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、一輪小型自動車を所有または使用している方に課税されます。普通乗用車と異なり、月割制度はありません。

5月11日(金)に発送する納税通知書は、車検の有無によらず車両1台ごとに発行します。納期限は5月31日(木)です。

■口座振替をご利用の方へ
納付確認の後、納付済確認通知書と車検用納税証明書を送付します(6月中旬予定)。

5月下旬から6月中旬までの期間に車検の有効期間が満了となる車両をお持ちの方は、満了日の1か月前から車検を受けることが可能です。平成23年度車検用納税証明書(有効期限は平成24年5月30日)により、早めに車検を受けることをお勧めします。5月31日から車検用納税証明書が届く前に平成24年度車検用納税証明書が必要な方は、市民税課(☎381-1012)にご連絡ください。

■軽自動車税の減免
次の表に該当する場合には減免制度があります。

※部位により対象となる障がいの等級が異なりますので、事前に電話などでご確認ください。

詐欺 市職員を名乗る詐欺に注意を!

昨年秋から、江別市職員を名乗る詐欺事件が発生しています!

主な手口は、電話や訪問をして「固定資産税を非課税にしてあげる」などと持ちかけて、現金や預金通帳のコピーをだまし取るものです。このような電話や訪問があったら、すぐに市役所までお電話でご確認ください。

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404



軽自動車税の軽減対象者および軽自動車

対象者	対象となる軽自動車
①重度の身体障がいまたは精神障がいがある方	使用または所有するもの
②重度の障がいのある身体障がい者で18歳未満の方、または精神障がい者のうち、重度の障がいのある方と生計を同じくする方	所有する軽自動車で、当該身体障がい者または精神障がい者のために運転するもの
③身体障がい者などのみの世帯の方	所有する軽自動車で、当該身体障がい者などが運転するもの
④右記の軽自動車を所有する方	身体障がい者などの利用のための構造をもつもの

平成24年度納税(納入) 通知書等配送予定日	
固定資産税・都市計画税	……5月11日(金)
市民税・道民税(特別徴収)	……5月14日(月)
市民税・道民税(普通徴収)	……6月11日(月)
軽自動車税	……5月11日(金)
国民健康保険税	……6月11日(月)
介護保険料	……6月11日(月)
後期高齢者医療保険料	……6月11日(月)

◆入湯税

入湯税は、温泉(鉱泉浴場)の入

【手続き】
 ①交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など)
 ②運転免許証
 ③印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑以外)
 ④車検証

をお持ちのうえ、5月24日(木)までに市民課税制係(市役所10番窓口)で手続きしてください。
 ※平成24年度納税通知書が届いてから申請される方は、納税しないで手続きを行ってください。

【詳細】 市民課税 ☎ 381・1012

入湯税の使いみち
 入湯税は目的税で、環境衛生施設

湯客に課税する税金です。
 【徴収金額】 宿泊の場合は150円、日帰りの場合は100円です。
 【徴収方法】 鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、市に納めます。
 【課税免除】 12歳未満の方および共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方。保養・休養などを目的としない、一般公衆浴場である銭湯は、物価統制令で入湯料金が定められており、地域の皆さんの生活にとつて欠かすことのできない施設であることから、入湯税の課税は免除となります。

◆国民健康保険税



国民健康保険の加入者に負担していただく税金です。算出方法などは表のとおりです。

消防施設・観光振興などの費用に充てられます。

＜平成24年度の国民健康保険税＞

- 【医療分】
 - ①所得割→(前年所得-33万円)×8.3%
 - ②均等割→(加入者1人につき24,000円)
 - ③平等割→1世帯につき25,500円
 ※①~③を合算した額で最高額は510,000円です。
- 【後期高齢者支援金等分】
 - ①所得割→(前年所得-33万円)×1.6%
 - ②均等割→(加入者1人につき5,000円)
 - ③平等割→1世帯につき5,500円
 ※①~③を合算した額で最高額は140,000円です。
- 【介護分】(40歳~64歳の被保険者)
 - ①所得割→(前年所得-33万円)×1.7%
 - ②均等割→(加入者1人につき8,800円)
 ※①~②を合算した額で最高額は120,000円です。

◆忘れずに申告してください

今年度の国民健康保険税は前年中(平成23年1月1日~12月31日)の所得に基づき算定しますので、所得を申告しなければ税額が正確に計算できない場合があります。そのため、前年中の収入が無収入または障害年金・遺族年金や雇用の給付金などの非課税所得の方も、必ず申告してください。すでに確定申告や市民税の申告がお済みの方や、収入が年末調整済みの給

リストラされた方などの軽減

平成21年3月31日以降に、

リストラや雇止め、倒産などにより離職した方で国民健康保険に加入している方や、このような離職により新たに被用者保険などから国民健康保険へ加入した方は、申請することにより国民健康保険税の軽減が受けられます。

■軽減期間

離職した日の翌日の月分から翌年度末まで軽減され、途中で就職し、他の健康保険に加入した場合は終了となります。ただし軽減期間内に再離職し、再度国民健康保険に加入した場合は軽減が再度適用される場合があります。再離職の際に自己都合退職などにより雇用保険受給資格者証が発行された場合は軽減が適用されません。

■対象となる方
 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の方です。

■高額療養費

なお、特例受給資格者証(資格者証の右上に㊦と記載)、高年齢受給資格者証(資格者証の右上に㊧と記載)をお持ちの方は対象となりません。

高額療養費などの所得区分の判定についても、給与所得を30/100として判定します。

■申請方法

雇用保険受給資格者証と印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑以外)をお持ちの上、国民年金課(市役所6番窓口)で申請してください。

■軽減額

前年の給与所得を30/100とみなして、税計算が行われ、国民健康保険税が軽減されます。